

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づく施策の充実を求める意見書

福島第一原発の事故で被災した子供や住民への生活支援などを目的とした「子ども等に配慮して行う東京電力原子力事故の被災者の生活支援に関する施策の推進に関する法律（案）」が去る6月21日、議員立法により国会で成立しました。

これは、与野党がこれまでに提出した法案を一本化したもので、双方の法案に盛り込まれていた積極的側面を取り入れ、特に放射能感受性の高い妊婦、子供の医療に焦点を当て、原子力政策を推進してきた国の責任を明記し、市民団体の意見も反映していることなどが特徴となっています。市内にも多くの避難者を受け入れている本市の議会としても、被災された方々の生活再建や心身の健康のための施策を一刻も早く実現させるために、この法律の取りまとめに向けた取り組みを高く評価し、成立に向けた関係者の努力に深く敬意を評するものです。

一方、この法律に基づき整備されることになっている基本方針や政省令並びに事業計画において、その理念が生かされるように、その具体化や充実が望まれるところです。

特に、妊婦や子供だけでなく、成人も含めてその他多様な健康被害の可能性を配慮し、年齢、性別、居住区域などの制限を厳格化せず、できるだけ広く対象とすべきです。また、今回の事故により家族と離れ離れになるなど生活環境や経済・雇用関係が激変した方々は、心身にもさまざまな影響が生じている可能性があり、単に放射能による健康被害という観点だけでなく、心理ケアやサポート、保養の必要性も施策の中に組み入れられるべきです。さらに、この法律の見直しに当たっては、単に放射線量と支援対象地域との関係の観点のみにとどまらず、広い観点から検討する必要があると考えられます。

よって、政府と国会に対し、この法律の理念を実現するため、以下の事項を実現するよう求めます。

記

1 健康・医療保障については、健康被害を発生する可能性のある人をできるだけ広く対象とすること。また、「健康管理手帳」（仮）を交付するなど、健康に関する情報を本人が保管できるようにすること。

1 心理的ストレスなどについても記録や検診、ケアやサポート、保養の対象とし丁寧な対策をとること。

1 本法律に基づいて整備される基本方針や政省令など施策の整備、事業計画の策定並びに制度の運用、見直しについては、広い観点から検討するため、被災当事者やその支援に携わる関係者などの意見も十分聴取し、その内容が十分に反映されるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年7月2日
新潟市議会議長
藤田 隆

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・国土交通大臣・環境大臣・復興大臣あて

東日本大震災関連で避難されている方の支援を求める意見書

東日本大震災及び放射能汚染からの避難として、現在も新潟市に避難されている方は2,400人を超えております。新潟市議会が、避難者の方から直接要望をお聞きした結果、下記の事項について、国の支援を求めます。

記

1 受け入れ自治体独自の避難者支援に対して、国が直接助成交付すること。

1 現在、災害救助法では、応急仮設の供与期間を単年度更新としている。しかし、今回の災害は放射能汚染であり、福島県への帰宅が数年にわたり不可能であることから、最低5年間の期間延長を早期に表明すること。

1 借上げ住宅制度について、避難先自治体内での変更（中山註：住居先を変更すると借上げ住宅制度からはずれてしまう）もその理由を勘案し柔軟に認めること。

1 自主避難している人を含め、有料自動車道路料金の無料化または相当額の助成をすること。

1 被災者が避難地においても、容易に医療費助成に係る清算等を行えるようにすること。

1 福島県内在住の子供に適用されている医療費免除を2011年3月11日に福島に在住していた子供に適用を拡充すること。

1 避難者受け入れ自治体が行う避難者への転職支援に関しては、特別の配慮をすること。また、ハローワークはこれに協力すること。

1 二重生活をしている避難者に対して、一定額の所得控除を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月21日

新潟市議会議長

藤田 隆

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣・国土交通大臣・復興大臣あて